

## 自由民主党の法曹人口緊急提言等に関する会長声明

自由民主党の政務調査会と司法制度調査会・法曹養成制度小委員会の合同会議は、本年4月9日、年間2000人程度で推移している司法試験の合格者を、2016年までに1500人程度にする緊急提言をまとめた。

この緊急提言は、若手弁護士の現状について「先輩弁護士の指導や弁護士会の組織的OJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）を受けることがかなわず、経験者から学ぶことが困難な事態も生じている」などと指摘し、教育環境を整える必要性を強調している。

また、公明党法曹養成に関するプロジェクトチームが同日とりまとめた「法曹要請に関する緊急提案」においても、司法試験の年間合格者数をまず1800人程度としている。

確かに、年間2000人程度で推移している司法試験合格者を減らす提言をしたこと、また自由民主党の提言においては、その理由としてOJT等の教育環境の問題を指摘していることについては、当会もこれまで指摘してきたことであり、一定の積極的評価が可能である。

しかしながら、1500人の合格者では、先輩弁護士の指導や弁護士会の組織的OJTはやはり十分にできるものではなく、法曹の質の向上も到底期待できない。

さらには就職難等の問題も解消できない。すなわち、司法試験に合格しても、修習に行くことができない、又は、仮に司法修習を終えても就職できない司法修習生の問題は解消できない。

そうすると、法曹をめざす若者の数は、減少状態のまま継続することとなり、ひいては、法の支配の担い手である法曹の質は低下し、立憲主義が形骸化するおそれが高い。

この点、当会では、再三にわたって、司法試験の年間合格者を1000人以下とするよう、総会決議や会長声明により意思表示をしてきた。そして、法曹の質の向上や司法修習生の就職問題を解決するためには、司法試験の合格者は年間1000人以下にするのが必要不可欠である。よって、自由民主党等の提言では不十分と言うほかなく、また、弁護士の質の向上等は直ちに実現されるべき課題であることから、1000人以下への司法試験合格者数の減少は、緊急に実施されるべきである。

平成26年4月28日  
佐賀県弁護士会  
会長 牟田 清 敬